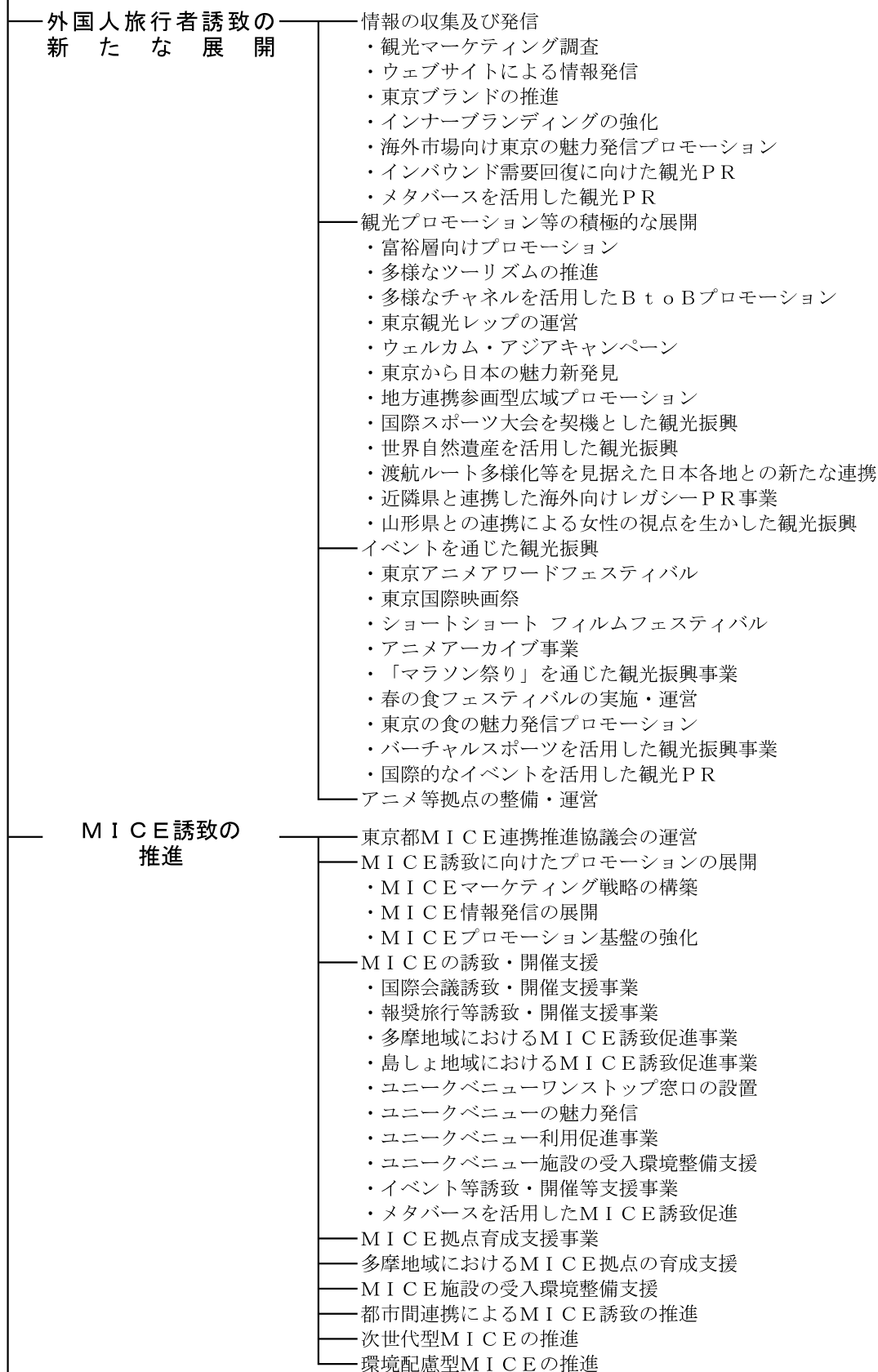


V 観光産業対策

○ 施策の体系（令和5年8月1日現在）

観光産業対策



魅力を高める
観光資源の開発

自然と調和した観光

- ・多摩・島しょ地域観光施設整備等補助事業
- ・島しょ地域の観光振興事業
- ・島しょ地域における観光連携実践プロジェクト
- ・東京都版エコツーリズムの推進
- ・多摩・島しょ魅力発信事業
- ・多摩・島しょ観光交通促進プロジェクト
- ・島しょ地域を活用した縁結び観光プロジェクト
- ・キャッシュレスを活用した島しょ地域誘客促進事業
- ・新たなツーリズム開発支援事業
- ・多摩・島しょアドベンチャーツーリズム推進事業
- ・観光型MaaS導入支援事業
- ・滞在型旅行（ロングステイ）推進事業
- ・多摩・島しょ地域観光課題解決事業

観光まちづくり

- ・地域における観光まちづくりの支援
- ・東京の多様性を活かした観光まちづくり推進支援事業

地域資源発掘型プログラム事業

水辺のにぎわい創出事業

東京ライトアップ発信プロジェクト

東京プロジェクションマッピング促進支援事業

プロジェクションマッピング国際アワードTOKYO

プロジェクションマッピング拠点整備事業

民間との協力によるプロジェクションマッピング展開事業

夜間・早朝利活用促進事業

富裕層向け夜間・早朝観光コンテンツ開発支援

多摩の観光・産業振興ネットワーク事業

旅行博による東京の魅力PR

東京フィルムコミッション事業

海外作品制作支援事業

アニメ等コンテンツを活用した誘客促進事業

アニメ関連観光情報等発信事業

デザインマンホール等ツーリズム推進事業

観光まちづくりサポート事業

Old meets New 日本文化を活用した観光振興支援事業

サステナブル・ツーリズム推進事業

観光協会等と連携した観光産業活性化支援事業

地域観光活性化推進事業

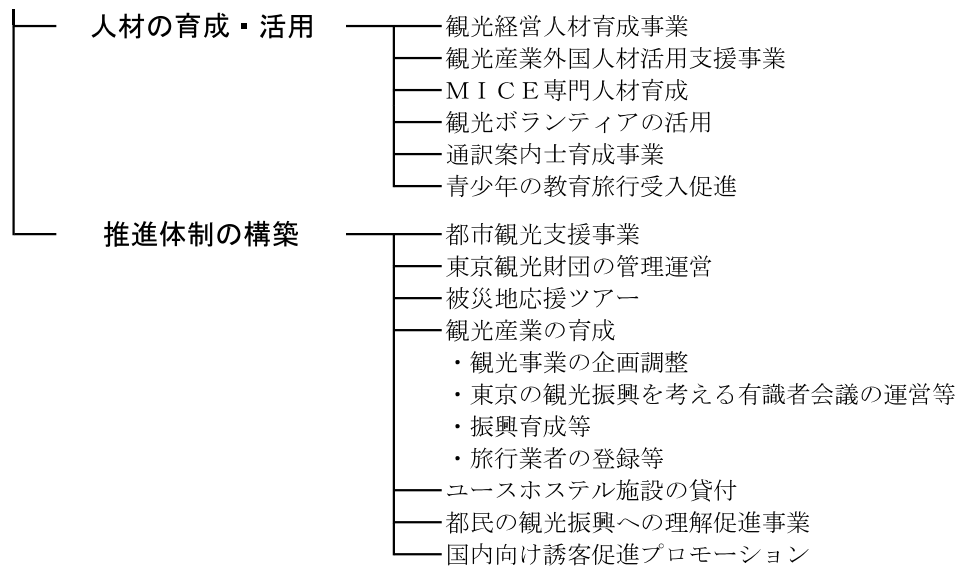
都内観光促進事業

地域観光支援事業

高齢者を感染から守る宿泊施設への滞在支援事業

受入環境の充実

- 温かく迎える仕組みづくり
 - ・ウェルカムカードの作成・配布等
 - ・宿泊業活性化対策
- ムスリム等多様な文化・習慣に関する受入環境整備
- 多言語メニュー作成支援ウェブサイト保守・運営
- 多言語コールセンター事業
- タクシー事業者向け多言語対応端末導入補助事業
- 飲食事業者向け食の多様性対応支援事業
- 観光案内機能の充実
 - ・東京ひとり歩きサイン計画
 - ・デジタルサイネージを活用した観光情報ネットワーク事業
 - ・外国人旅行者に対するWi-Fi利用環境整備事業
 - ・観光案内所の運営
 - ・広域的な観光案内拠点等整備事業
 - ・広域的な観光案内拠点等の運営
 - ・全国特産品等の展示紹介事業
- 観光インフラ整備支援事業
- 観光バス等バリアフリー化支援事業
- ドローンを活用したアクセシブル・ツーリズムの推進
- 都民向けおもてなしポケットガイドの作成
- 宿泊施設のバリアフリー化支援事業
- アクセシブル・ツーリズム支援事業
- 観光事業者の災害対応力強化事業
- 外国人旅行者受入に係るサービス向上支援事業
- TOKYO旅館ブランド構築・発信事業
- 住宅宿泊事業の適正な運営
- 宿泊施設テレワーク利用支援事業
- 宿泊施設活用促進事業
- 観光事業者の経営力強化支援事業
- 観光業界における経営課題解決促進事業
- 観光事業者向けワンストップ支援センターの運営
- 観光関連事業者の連携促進による経営支援事業
- アドバイザーを活用した観光事業者支援事業
- 観光資源の保全等のための支援事業
- 観光需要創出に向けた誘客促進支援事業
- 先端技術による次世代受入環境構築事業
- D Xによる観光データ活用等支援事業
- D Xによる旅行事業者レベルアップ応援事業
- 観光事業者のデジタル化促進事業
- 宿泊施設デジタルシフト応援事業
- 観光事業者による環境対策促進事業
- 宿泊施設を活用した文化体験等観光支援事業
- タクシー・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業
- 観光関連事業者向け安全・安心確保支援事業
- グループ交流等促進観光支援事業
- 宿泊施設テレワーク利用促進事業
- 外国人旅行者受入に係る経営活力向上支援事業



第1 外国人旅行者誘致の新たな展開

東京に旅行者を誘致するため、官民一体となったブランディングを進めるとともに、効果的で的確なプロモーション活動を実施し、東京の魅力を国内外にアピールしていく。

1 情報の収集及び発信（企画課・受入環境課）

(1) 観光マーケティング調査

ア 成果指標 K P I（Key Performance Indicator）を用いた複数市場における効果測定
成果指標 K P I を用いて、外国人旅行者誘致施策を行う市場において、施策効果を測定し、より一層効果的な事業実施につなげる。

イ 観光客数等実態調査

今後の観光施策の基礎資料とするため、訪都旅行者数、観光消費額、経済波及効果等を把握する。

ウ 国・地域別外国人旅行者行動特性調査

訪都外国人の行動特性を国籍又は地域別に把握することで、旅行者の特徴を国ごとに明らかにし、効果的な観光施策の実施につなげていく。

エ 持続可能な観光振興に向けた現況調査

経済、文化、環境等のバランスのとれた持続可能な観光の推進に係る各種指標を把握することで、今後の施策展開につなげていく。

オ 東京都観光データカタログ（統計データダッシュボードサイト）の運営

都内の各地域や団体等が行うマーケティング活動を支援するため、既存の統計調査データをダッシュボード化したウェブサイトの運営を行う。

(2) ウェブサイトによる情報発信

東京の観光公式ウェブサイト「GO TOKYO」やSNSを活用し、都内の観光情報を世界に発信する。

・「GO TOKYO」対応言語：

9言語10種類（日、英、中（簡、繁）、韓、独、仏、西、伊、タイ）

・SNS対応言語：

（Facebook）9言語（日、英、中（繁）、韓、独、仏、西、伊、タイ）

（X「旧Twitter」）2言語（日、英）

（Weibo、WeChat）1言語（中（簡））

（NAVER）1言語（韓）

(3) 東京ブランドの推進

アイコンとキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」を活用しながら東京ブランドの浸透を図るとともに、PR映像や公式サイト、各種広告等を展開し、東京の持つ都市としての魅力をより印象的に発信する。

(4) インナーブランディングの強化

東京や各地域への愛着を向上させ、観光客の受入気運を醸成するため、地域と連携した都民参加型のキャンペーンや次世代の観光を担う若者が東京の魅力を考えるプログラムを提供し、インナーブランディングの強化を図る。

(5) 海外市場向け東京の魅力発信プロモーション

ア テレビCMの放映やオンライン広告の掲出

世界的なケーブルテレビネットワーク等を活用したCMを放映するほか、ウェブメディアにおけるオンライン広告や世界的なニュースサイト、旅行サイト等を活用して、「旅行地としての東京」を効果的にPRする。

イ 東京観光レップを活用した広告展開

東京観光レップのネットワークを活用し、現地で訴求力の高い広告媒体を通じて、現地市民の志向に応じた東京観光のプロモーションを行う。

ウ 世界有数の観光都市との相互PR

パリ、ニューヨーク等世界有数の観光都市と相互に連携し、広告媒体等を通じて各都市の魅力を一般市民向けにPRすることで、旅行地としての各都市の認知度を高め、都市間の旅行者の増加を図る。

(6) インバウンド需要回復に向けた観光PR

インバウンド需要の早期回復を図るため、事業者のプロモーション等と連動して訪都促進に向けた広告キャンペーン等を展開する。

(7) メタバースを活用した観光PR

高度なデジタル技術を活用して、世界各国へより効果的な観光プロモーションを行うため、メタバース空間において実際の訪都旅行に繋げる仕掛けづくりなどを展開する。

2 観光プロモーション等の積極的な展開（企画課）

(1) 富裕層向けプロモーション

欧米豪地域などから富裕な旅行者を誘致するため、「ILTM※ カンヌ」等の旅行商談会への出展をはじめ、旅行会社等が加盟する富裕層に特化したサービスを提供するVirtuosoやConnections等の国際組織を活用したプロモーションのほか、ウェブサイト等を通じ富裕層向けに東京の魅力を発信する。

また、富裕層旅行に係る人材を育成し、都内の富裕層旅行の受入体制の充実を図る。

※International Luxury Travel Market

(2) 多様なツーリズムの推進

多様化する旅行者のニーズに対応するため、海外のトラベル誌やビジネス誌等を通じて、ブレッジャー、エコツーリズム等の様々なテーマに沿った観光情報を発信する。

また、ティーン世代やファミリー層をターゲットとした情報発信を行うことで、更なる東京ファンの獲得を目指していく。

(3) 多様なチャネルを活用したB to Bプロモーション

アジア及び欧米豪地域における、旅行博や商談会への出展に加え、旅行事業者向けセミナーを開催する。また、東京観光レップを設置している市場の旅行事業者を東京へ招聘して商談

イベントを開催するなど、市場の特性に応じた観光プロモーションを実施する。

(4) 東京観光レップの運営

現地の旅行事業者やメディアに対する東京の最新情報の提供や、セールス活動等を継続的に行う「東京観光レップ」を設置し、一般市民や現地旅行事業者の東京に対する関心を惹きつけ、訪都旅行者の拡大を図る。

・設置状況：ロサンゼルス	(平成 16 年 4 月～)
イギリス、ドイツ	(平成 16 年 10 月～)
イタリア、スペイン	(平成 18 年 4 月～)
ニューヨーク	(平成 18 年 10 月～)
オーストラリア	(平成 20 年 5 月～)
フランス	(平成 22 年 4 月～)
カナダ	(平成 23 年 4 月～)
中国、韓国	(平成 27 年 4 月～)
台湾、マレーシア、シンガポール、タイ	(平成 31 年 4 月～)

(5) ウェルカム・アジアキャンペーン

アジア 9 都市が連携し、欧米やオセアニア等からの旅行者誘致を促進する。

9 都市：東京、バンコク、デリー、ハノイ、ジャカルタ、クアラルンプール、ソウル、台北、マニラ

(6) 東京から日本の魅力新発見

海外からの旅行者を誘致していくため、東京と日本各地の地方自治体、民間事業者等が連携し、東京と各地双方の魅力を堪能できる観光ルートを設定し、海外メディア等の招聘や O T A サイトの活用などにより、効果的な P R を実施する。

(7) 地方連携参画型広域プロモーション

東京が複数の自治体や民間事業者等で構成された広域連携組織等からの要望に応じて共同プロモーションに参画し、東京と地方双方の観光振興を推進する。

(8) 国際スポーツ大会を契機とした観光振興

国内で実施される国際スポーツ大会の機会を活用し、東京及び東京以外の各地の観光情報を発信し、観戦客の東京及び日本各地への観光を促進する。

(9) 世界自然遺産を活用した観光振興

世界自然遺産を有する 5 道県と連携し、世界自然遺産の知名度を生かした共同プロモーションを実施する。

北海道：知床、青森県・秋田県：白神山地、鹿児島県：屋久島、奄美大島・徳之島、
沖縄県：沖縄島北部・西表島、東京都：小笠原諸島

(10) 渡航ルート多様化等を見据えた日本各地との新たな連携

意欲ある自治体との連携関係を構築し、東京と特定の自治体等の観光コンテンツを海外に発信し、日本への誘客と東京と連携先との相互の送客を促進する。併せて、大阪・関西万博を見据えるなど、海外向けのプロモーションを充実させていく。

(11) 近隣県と連携した海外向けレガシー P R 事業

都と近隣県が連携した海外向けプロモーションを実施し、東京を拠点に近隣県への旅行を促す。

(12) 山形県との連携による女性の視点を生かした観光振興

女性目線の新たな観光の推進に向け、女性有識者等を含む協議会を設置するとともに、東京都と山形県が連携した共同キャンペーン等を実施する。

3 イベントを通じた観光振興（振興課・企画課）

(1) 東京アニメアワードフェスティバル

国際的なアニメーション映画祭の開催を通じて、アニメーション制作を担う次世代の人材の発掘・育成等を行い、アニメーション産業の発展・振興を図るとともに、海外でも評価の高いアニメの魅力を発信する。

(2) 東京国際映画祭

映像産業の発展、国際文化交流の推進及び地域の振興に寄与することを目的に開催される「東京国際映画祭」を共催し、海外の映像関係者等へ東京の魅力をアピールする。開催都市として映画祭の円滑な発展を支え、都民等に楽しんでもらうとともに、国際的なイベントにおいて国内外に東京が誇る映像コンテンツを発信していく。

(3) ショートショート フィルムフェスティバル

アジア発の新しい映像文化の発信、新進若手映像作家の育成、映像を通じた国際的な芸術・文化交流の振興などを目的に開催される「ショートショート フィルムフェスティバル アジア」を共催し、海外の映像関係者等に東京の魅力をアピールする。東京の多彩な魅力を発信するためのプロジェクトとして、国内外の多くの人々が訪れたい「東京」をテーマにしたコンペティション「Cinematic Tokyo 部門」を実施する。

(4) アニメアーカイブ事業

過去から現在に至る貴重なアニメ資料を収集・分類・保管し、一部を観光資源・人材育成資料等として活用することにより、アニメ産業の振興を図る。

(5) 「マラソン祭り」を通じた観光振興事業

東京マラソンの開催に合わせて、臨時の観光案内所を設置するとともに、マラソンコース周辺の観光マップを作成するなど、東京マラソンを通じた観光PRを行う。

(6) 春の食フェスティバルの実施・運営

和食を始め世界の多彩な「食」が高いレベルで集積している東京の誇る「食」の魅力を観光コンテンツとして位置づけ、国内外に広く発信するとともに、体験する機会を創出する。

(7) 東京の食の魅力発信プロモーション

「食」などの観光資源を地域と掛け合わせ、将来の訪都者にとってより価値の高い情報として発信し、また東京の食の魅力そのものをより強い観光資源として高付加価値化していくことを目的としたPR施策を実施する。

(8) バーチャルスポーツを活用した観光振興事業

仮想空間において国内外の離れた場所から多くの方々が同時に楽しむことができるバーチャルスポーツを通じ、都内各地への訪都意欲を喚起する。

(9) 国際的なイベントを活用した観光PR

インバウンドの誘客を一層促進するため、世界各国から注目が集まる国際的なイベントの機会を捉え、観光都市としての東京の魅力を効果的に発信する観光プロモーションを実施する。

4 アニメ等拠点の整備・運営（振興課）

アニメ・マンガ等国内外からの評価が高いコンテンツを活用した集客拠点を整備し、展示イベントやワークショップ等を行うことで、インバウンドの誘客促進を図る。

第2 MICE誘致の推進

MICE^{*}の開催は、多くの外国人旅行者を呼び込むことで、高い経済波及効果をもたらすとともに、都市のプレゼンス向上や観光地としての東京のPRにもつながることから、様々な施策を効果的に展開し、東京への誘致を推進する。

※ M:Meeting(企業系会議)、I:Incentive(企業の報奨・研修旅行)、C:Convention(国際会議)、E:Exhibition/Event(展示会・イベント等)の頭文字を取った総称

1 東京都MICE連携推進協議会の運営(企画課)

(1) MICE連携推進協議会の設置

東京観光財団が中心となり、国や政府観光局(JNTO)、民間事業者、地域の団体などの関係主体からなる官民一体の協議会を設置し、MICEの誘致や開催に向けて連携した取組を進める。

(2) MICEシンポジウムの開催

東京へのMICE誘致の意義や取組等を関連事業者のほか一般都民にも広くPRし、普及啓発を図るためのシンポジウムを開催する。

2 MICE誘致に向けたプロモーションの展開(企画課)

(1) MICEマーケティング戦略の構築

戦略的なMICEプロモーションのため、新たな東京都MICE誘致戦略に基づいて、国内及び海外の競合都市のMICE誘致活動状況を把握するための調査等を実施し、今後のマーケティング戦略や事業の見直しに活用する。

(2) MICE情報発信の展開

海外専門誌、学術研究誌等への広告掲載や海外への訪問営業等を通じ、MICE開催都市としての東京の魅力を発信する。

また、開催地決定に影響力のある海外のMICE専門事業者等に対する招待旅行を実施するほか、海外のMICE専門の見本市において、開催都市としての東京の魅力を効果的にPRする。

(3) MICEプロモーション基盤の強化

東京観光財団が加盟する国際的な連携組織等を通じて、国際会議の誘致に有益な情報の収集やプロモーション活動を戦略的に進めていく。

3 MICEの誘致・開催支援(企画課)

(1) 国際会議誘致・開催支援事業

国際会議の東京誘致を優位に進めるための支援を実施する。

ア 国際会議誘致・開催資金助成

(ア) 国際会議誘致資金助成

東京が開催候補地となっている国際会議を対象に、一定の要件を満たすものについて、主催者に対し広報宣伝費や渡航費などの誘致活動に必要な経費を支援する。

・助成率：10/10 以内

・助成限度額：800 万円

(イ) 国際会議開催資金助成

東京が開催候補地となっている国際会議を対象に、一定の要件を満たすものについて、主催者に対し開催時の会場借上費などを支援する。

・助成率：10/10 以内

・助成限度額：15,000 万円

イ 国際会議開催支援プログラム

(ア) 誘致支援事業

東京が開催候補地となっている国際会議を対象に、一定の要件を満たすものについて、誘致競争の段階で、都内観光ツアーや日本文化体験プログラムの提供など、開催時の支援を確約する。

(イ) 開催支援事業

a 東京開催における支援

東京で開催される一定の要件を満たす国際会議に対し、参加者が実際に東京の魅力を体験できるようなプログラム等を提供する。

b 前回大会における支援

東京での開催が予定されている国際会議について、他国で開催される前回大会に参加し東京の魅力をPRすることにより、東京大会への参加を促進する。

ウ 観光ボランティアを対象とした国際会議向け研修

東京で開催される国際会議において、ボランティアサービスを提供するため、観光ボランティアの中から選考を行い、必要な知識等の研修を実施し、主催者の要望に応じて派遣する。

(2) 報奨旅行等誘致・開催支援事業

ア 報奨旅行等誘致・開催支援事業

企業系会議や報奨・研修旅行の東京誘致を優位に進めるための支援を実施する。

(ア) 誘致支援事業

東京を開催候補地として検討している報奨旅行等を主催する海外企業等を対象に、一定の要件を満たすものについて、主催者等の視察の際に滞在費などを負担するとともに、魅力的な視察コースを設定し、ツアーを実施するなどの支援を行う。

(イ) 開催支援事業

東京で開催される報奨旅行等を主催する海外企業等を対象に、一定の要件を満たすものについて、開催時の魅力的なプログラム（ギブアウェイやアトラクション、東京ならではの特別感のある体験メニュー等）を提供する。また、一定規模以上の案件を対象に、会場借上げ手配を行う。

イ 報奨旅行等誘致・開催支援メニューの開発

海外企業等が行う報奨旅行等の誘致を優位に進めるため、開催時に参加者に対して提供する体験メニューの開発を行う。

(3) 多摩地域におけるMICE誘致促進事業

多摩地域におけるMICE誘致を促進するため、多摩地域でのMICE開催を予定している主催者に対して、参加者の輸送費用など地域の特性を踏まえた支援を実施する。

・助成率：10/10以内

・助成限度額：M/C/E 600万円

I 350万円

(4) 島しょ地域におけるMICE誘致促進事業

東京の島しょ地域へのMICE誘致促進に向けた支援を実施する。

ア 島しょ地域におけるMICE誘致・開催資金助成

(ア) 島しょ地域におけるMICE誘致資金助成

島しょ地域が開催候補地となっているMICEを対象に、一定の要件を満たすものについて、主催者等に対し広報宣伝費や渡航費などの誘致活動に必要な経費を支援する。

・助成率：10/10以内

・助成限度額：500万円

(イ) 島しょ地域におけるMICE開催資金助成

島しょ地域が開催候補地となっているMICEを対象に、一定の要件を満たすものについて、主催者等に対し開催時の会場借上費などを支援する。

・助成率：10/10以内

・助成限度額：1,500万円

イ 島しょ地域におけるMICE開催支援プログラム

島しょ地域が開催候補地となっているMICEを対象に、一定の要件を満たすものについて、誘致競争の段階で、島内観光ツアーや日本文化体験プログラムの提供など、開催時の支援を確約する。

ウ 島しょ地域におけるMICE開催に向けたプロモーション

MICE主催者や、開催地決定に影響力のある海外のMICE専門事業者等に対する招待旅行等を実施し、MICE開催地としての島しょ地域の魅力をPRする。

エ 「島しょ地域へのMICE誘致のモデル地区」への支援

観光協会をはじめとした地元関係者などによるMICE受入体制構築に向けた支援を実施する。

(5) ユニークベニューワンストップ窓口の設置

東京観光財団内に設けたワンストップ総合支援窓口において、MICE主催者等が行うユニークベニューの選定作業や手続き等の負担軽減や、受入れ施設のサポートを行うことにより、利用者と施設側の効果的なマッチングを推進する。

※ユニークベニュー：会議やイベント、レセプション等を特別感を演出しながら開催できる会場

(6) ユニークベニユ어의魅力発信

国内外のMICE主催者に向けて都内ユニークベニユ어의魅力や活用方法等を幅広く発信するため、ショーケースイベントを実施するとともに、都内ユニークベニユ어를紹介する専用のウェブサイトの内容の更新・充実を図る。

(7) ユニークベニユ어利用促進事業

ユニークベニユ어의利用を促進するため、主催者等に対して、ユニークベニユ어의利用に伴う会場設営費を支援する。

- ・助成率：1／2以内
- ・助成限度額：1,000万円

(8) ユニークベニユ어施設の受入環境整備支援

ユニークベニユ어의会場となる美術館や博物館などの民間施設等を対象に、レセプション等の開催に必要な設備等の整備を支援する。

- ・助成率：1／2以内
- ・助成限度額：1,000万円

(9) イベント等誘致・開催等支援事業

ア 展示会における海外参加促進支援

都内で展示会の開催を予定する主催者に対して、当該展示会の海外へのPR経費等を支援する。

- ・助成率：1／2以内
- ・助成限度額：400万円

イ イベント等開催支援プログラム

(ア) 誘致支援事業

東京が開催候補地となっている国際イベント等を対象に、一定の要件を満たすものについて、誘致競争の段階で、都内観光ツアーや日本文化体験プログラムの提供など、開催時の支援を確約する。

(イ) 開催支援事業

東京で開催される国際イベント等に対し、参加者が実際に東京の魅力を経験できるようなプログラム等を提供する。

(10) メタバースを活用したMICE誘致促進

東京へのMICE誘致を優位に展開するため、新たにメタバース空間を活用したMICEの受入環境を構築し、開催地としての魅力を向上させる。

4 MICE拠点育成支援事業（企画課）

会議・宿泊・商業施設などのMICE関連施設が集積しているエリアを都が指定し、受入体制の強化に向けた取組や各エリア間、又は国内他都市との連携及び地域住民参加に向けた取組を支援することで、MICE拠点として育成していく。

指定地域数：7エリア

※令和5年4月1日現在

大手町・丸の内・有楽町、六本木・赤坂・麻布、臨海副都心、
日本橋・八重洲、品川・田町・芝・高輪・白金・港南、
渋谷・浜松町・竹芝・芝浦

5 多摩地域におけるMICE拠点の育成支援（企画課）

都心部以外でもMICEの開催を増やしていくために、多摩地域におけるMICEの誘致・受入れや人材育成に向けた取組を支援し、拠点の育成を図る。

指定地域数：2エリア

※令和5年4月1日現在

八王子、立川

6 MICE施設の受入環境整備支援（企画課）

国際会議等の会場となる会議施設やホテル、大学などの施設機能の強化を図るため、無線LANや高解像度プロジェクター、同時通訳システム、オンライン会議設備などMICEの開催に役立つ設備の導入等を支援する。

(1) 情報通信機能、映像機能、会場設備機能、多言語対応機能等

・助成率：1／2以内

・助成限度額：3,000万円

(2) オンライン会議整備機能等

・助成率：1／2以内

・助成限度額：3,000万円

(3) 環境配慮機能等

・助成率：ア 環境配慮機能（国際認証資格取得） 10／10以内

イ 環境配慮機能（国際認証資格取得に伴う設備導入経費等） 2／3以内

ウ 先端テクノロジー機能 3／4以内

・助成限度額：3,000万円

7 都市間連携によるMICE誘致の推進（企画課）

連携都市と共同で、東京と異なる魅力を有する国内他都市を周遊する報奨・研修旅行の共同誘致や、国際会議等参加者の他都市への送客に向けた取組を実施する。

（連携都市）

札幌市、福島県、石川県、愛知県・名古屋市、京都市、福岡市、沖縄県

8 次世代型MICEの推進（企画課）

国際的な誘致競争が激化する中、MICE開催形態の変化やテクノロジーの進展への対応が重要となることを踏まえ、オンライン併用のハイブリッド型MICEの開催や先端テクノロジーの実装を推進する。

(1) ハイブリッド型会議等開催資金助成

東京でのMICE開催を予定している主催者に対して、会議等の一部オンライン化に要する経費等を支援する。

- ・助成率：10／10 以内
- ・助成限度額：600 万円

(2) 次世代型MICE開催資金助成

東京でのMICE開催を予定している主催者に対して、先端テクノロジーの活用等に要する経費を支援する。

- ・助成率：10／10 以内
- ・助成限度額：3,000 万円

9 環境配慮型MICEの推進（企画課）

都内でMICE開催を予定している主催者等に対し、環境に配慮した取組を推進するためのノウハウ提供や経費助成等の支援を行う。

(1) サステナブルMICEサポートデスクの運営

MICE主催者が環境に配慮した取組を実施するための支援を行うサポートデスクを運営する。また、サステナブルMICEアドバイザーの派遣を行う。

(2) 環境配慮型MICE開催資金助成

都内でMICE開催を予定している主催者に対し、環境に配慮した取組に要する経費等を支援する。

- ・助成率：10／10 以内
- ・助成限度額：700 万円

第3 魅力を高める観光資源の開発

東京が持つ様々な観光資源を生かし、旅行者のニーズを把握しながら、多様な観光資源を複合的に組み合わせ、旅行者を惹き付けるとともに、来訪者の回遊性を高める。

1 自然と調和した観光（振興課）

(1) 多摩・島しょ地域観光施設整備等補助事業

多摩・島しょ地域への旅行者の誘致促進を目的として、市町村が行う観光施設整備や情報発信、観光振興イベント等の事業を支援する。

- ・補助対象事業：施設整備事業 案内板、標識の整備等
観光振興事業 ①観光パンフレット、ホームページの作成等
②観光振興イベント

・補助率：1 / 2 以内

- ・補助限度額：施設整備事業 2,000 万円
観光振興事業 ①500 万円、②250 万円

(2) 島しょ地域の観光振興事業

観光を主要な産業の一つとしている島しょ地域において、地域が主体的に取り組む観光振興事業を支援し、地域の更なる魅力の向上を図る。

ア 島しょ観光産業活性化支援事業

島しょ地域の民間団体が主体的に取り組む誘客事業を、町村とともに支援することで、島しょ地域の観光産業の活性化を図る。

イ 島しょ観光客誘致支援事業

島の個性的な魅力を活かして実施されるイベント事業を活用して旅行者を誘致し、島しょ観光の振興を図る。

(3) 島しょ地域における観光連携実践プロジェクト

島しょ地域の観光関連団体を中心とした広域連携によるPR体制を維持するとともに、実際の送客につなげる新たなツールや商品等を開発し、東京諸島の連携強化につなげる。

(4) 東京都版エコツーリズムの推進

小笠原村、御蔵島村及び三宅村において、貴重な自然を保護するとともに、それを新たな観光資源として活用し、自然への理解と関心を深める啓発等に取り組むことを通じて、「東京都版エコツーリズム」を定着させる。

ア 小笠原諸島

世界自然遺産地域における外国人旅行者の誘致に向けて、旅行者の実態やニーズについて調査を行う。

イ 御蔵島

御蔵島村が実施する観光施設整備事業を支援する。

ウ 三宅島

三宅村が実施する観光施設整備事業を支援する。

(5) 多摩・島しょ魅力発信事業

国内旅行者を確実に取り込むとともに、外国人旅行者の誘致に向け、様々な情報発信ツールを多角的に活用し、集中的なプロモーションを行う。

ア ウェブサイト等による情報発信

イ SNSを活用した情報発信

(6) 多摩・島しょ観光交通促進プロジェクト

多摩・島しょ地域において、新たな交通サービスの導入など、市町村等の交通インフラ開発を支援する。

・補助率：2／3以内

・補助限度額：①シェアサイクルの実施支援 1,000万円

②新たな交通用具の導入支援 1,000万円

③PRツールの作成支援 200万円

(7) 島しょ地域を活用した縁結び観光プロジェクト

「婚活」や縁結びに関連する観光資源開発や観光資源を活用したイベント等への支援により、島しょ地域への誘客を促進する。

・補助率：2／3以内

・補助限度額：ハード整備事業 1,000万円

ソフト事業 500万円

(8) キャッシュレスを活用した島しょ地域誘客促進事業

島しょ地域で利用可能なプレミアム付き宿泊旅行商品券「しまぼ通貨」を発行し、島しょ地域のPR及び旅行者の誘客を促進し、島しょ地域の観光産業の活性化を図る。

※プレミアム付き宿泊旅行商品券「しまぼ通貨」

10,000円の旅行券を発行し、うち3,000円を都が負担する。8万セット発行

(9) 新たなツーリズム開発支援事業

多摩・島しょ地域において、民間事業者等が体験型・交流型の新たなツーリズムの開発に取り組む場合に補助を行うとともに、プロモーター(民間事業者)のネットワークを活用し、広報支援や、事業全体の普及PR等を実施する。

・助成率：2／3以内(2年目：1／2以内、3年目：1／3以内)

・助成限度額：500万円(2年目：375万円、3年目：250万円)

(10) 多摩・島しょアドベンチャーツーリズム推進事業

多摩・島しょ地域におけるアドベンチャーツーリズムに係る新たな取組に必要な経費を助成するとともに、アドバイザー支援及び広報支援を行う。

・助成率：2／3以内

・助成限度額：2,000万円

(11) 観光型MaaS導入支援事業

スマートフォンで交通機関等に関する情報提供から予約、決済等ができる観光型MaaSの多摩地域での導入等を支援することで、観光客の利便性を高めるとともに、誘客の促進や

周遊性の向上により地域の活性化を図る。

- ・助成率：1年目：2／3以内、2年目：1／2以内
- ・助成限度額：1年目：2,500万円、2年目：1,500万円

(12) 滞在型旅行（ロングステイ）推進事業

多摩・島しょ地域における滞在型旅行（ロングステイ）に係る新たな取組に必要な経費を助成するとともに、アドバイザーによる支援を行う。

- ・助成率：2／3以内
- ・助成限度額：1,500万円

(13) 多摩・島しょ地域観光課題解決事業

多摩・島しょ地域の観光産業の課題解決を目的とし、課題解決に向けた新たな取組に必要な経費を補助するとともに、新たな取組の実施が円滑に進むようにプロモーター派遣を行う。あわせて、他の多摩・島しょ地域に対して取組状況の周知を行う。

- ・補助率：2／3以内
- ・補助限度額：2,000万円

2 観光まちづくり（振興課）

(1) 地域における観光まちづくりの支援

地域が主体となって取り組む観光まちづくりを推進するとともに、地域観光の担い手である観光協会等の経営力の強化や観光協会に加え多様な主体との連携した取り組みを支援する。

ア 観光活性化フォーラムの開催

地域の観光まちづくりの参考となる基調講演や事例発表等を行うとともに、地域の取組等を他の観光協会や関連団体、自治体等に紹介する展示交流会を実施する。

イ アドバイザー派遣事業

東京観光財団の地域支援窓口において、地域の様々な課題に対応するとともに、地域の要望に応じた観光まちづくりの専門家を観光協会等へ派遣し、指導・助言等を行う。また、観光協会等を対象とした地域連携プラットフォームを活性化させるための支援を行うことにより、自主的な取組や団体間の連携の強化を図るとともに、観光協会が地域の多様な主体と連携し、マーケティングを活用して策定する事業計画等の取組に対する支援を行う。

ウ 地域の観光力強化事業

(ア) 学生インターン事業

都内の観光関連分野の大学及び専門学校の学生を観光協会等に派遣し、新たな視点による取組を促進するとともに、将来の地域活性化の新たな担い手を育成する。

(イ) 観光人材育成支援事業

地域の観光振興を担う観光協会等に対して人材育成研修を行い、地域の観光振興をリード・コーディネートしていくことのできる人材の育成を図る。

(ウ) 観光まちづくり支援助成事業

観光協会等や、観光協会等を含む地域の多様な主体の連携による地域の観光振興を主たる活動目的とした協議会（DMO）が行う、地域の観光産業の活性化や経営力強化を

図ることを目的とした事業を支援する。

※広域連携（他道府県の協会等との連携を含む）も可

- ・助成対象事業：観光協会・DMO設立、情報発信、イベント実施、旅行商品造成、
経営力強化、地域における旅行者受入気運の醸成に向けた取組
- ・助成率：2／3以内
- ・助成限度額：300万円（広域連携事業は、助成限度額600万円）

(2) 東京の多様性を活かした観光まちづくり推進支援事業

国内外の旅行者の多様な観光ニーズに応えるため、その地域ならではの特性を活かした観光まちづくりに対する支援を行う。

・補助対象事業：

① 次に掲げるテーマに関する観光ルートの整備など

伝統・文化、産業、食、景観、自然、水辺、スポーツ、インフラツーリズム、
国内会議等の誘致、国内外他都市との連携、SDGsに配慮した観光

② 区市の直接事業及び民間事業者への補助事業

- ・補助率：1／2以内
- ・補助限度額：施設等整備事業 2,000万円
広報・PR事業 500万円
※1区市 上限2,000万円

3 地域資源発掘型プログラム事業（振興課）

観光協会のほか民間企業など多様な主体が共同で実施する観光資源の発掘や既存の観光資源の磨き上げなどによる特産品の開発やイベント等の誘客の取組を支援する。

(1) 対象事業

- ・地域における特産品の企画・開発
- ・旅行者誘致イベントの企画・実施
- ・着地型旅行商品の企画・造成 など

(2) 助成内容

ア 新規採択事業（委託）

- ・各区市町村内での取組（単域）

委託金額上限 600万円

※以下の条件を満たした場合は各50万円の増（最大上限800万円）

- ①外国人対応の取組、②地域の子供達が積極的に参加する取組、③新しい日常に対応し、
旅行者の満足度の向上に資する取組、④地域住民達が街への誇り・愛着を深める取組
- ・複数の区市町村（他道府県との連携を含む）にまたがる取組（広域）

委託金額上限 1,000万円

イ 継続支援助成（補助）

- ・2年目：助成率1／2以内、3年目：助成率1／3以内

4 水辺のにぎわい創出事業（振興課）

観光協会や水辺活動団体等による、水辺空間に新たなにぎわいを創出する事業に対して支援を行うとともに、水辺の観光ルートやイベント等の情報発信を行うことで、水辺空間に多彩なにぎわいを演出する。

- ・助成率：1／2以内（初めて採択される団体は、初年度は2／3以内）
- ・助成限度額：1,000万円

5 東京ライトアップ発信プロジェクト（振興課）

都内の建造物、春の桜や秋の紅葉を活用したライトアップ等を行う取組を支援することで、地域の魅力を高めていく。また、都内の夜景やライトアップの魅力をWebサイト等で発信し、旅行者誘致に繋げていく。

(1) 建造物等のライトアップモデル助成

都内の建造物等を保有する民間事業者、区市町村等が行う常設のライトアップの取組を支援する。

- ・助成率：2／3以内
- ・助成限度額：3,000万円（広域の場合6,000万円）

(2) 春・秋のライトアップモデル助成

地域が行う春の桜や秋の紅葉を活用したライトアップの取組を支援する。

- ・助成率：10／10以内（2年目：1／2以内、3年目：1／3以内）
- ※節電やH T Tの取組を行う場合は、2年目2／3以内、3年目1／2以内
- ・助成限度額：600万円

(3) ライトアップのPR

ライトアップの実施場所等を東京の観光公式サイト「GO TOKYO」に掲載する。

(4) ライトアップのマップ管理・発送

都内のライトアップ施設などを紹介するマップの管理及び発送を行う。また、WEBサイトの運営・保守を行う。

6 東京プロジェクションマッピング促進支援事業（振興課）

プロジェクションマッピングを利用した地域の取組を支援し、活用を促進することで、東京の新たな夜間観光の盛り上げに繋げる。

- ・助成率：1年目2／3以内、2年目1／2以内、3年目1／3以内
- ・助成限度額：2,000万円

※継続2年目案件は助成限度額1,500万円、継続3年目案件は助成限度額1,000万円

7 プロジェクションマッピング国際アワードTOKYO（振興課）

プロジェクションマッピングの国際大会を実施することで、東京のプレゼンスを一層高めるとともに、本大会の実施を通して民間事業者等によるプロジェクションマッピングの取組の裾野拡大とその定着を図る。

8 プロジェクションマッピング拠点整備事業（振興課）

都庁舎等の施設に機器を設置しプロジェクションマッピングの投影を実施する。

9 民間との協力によるプロジェクションマッピング展開事業（振興課）

東京をプロジェクションマッピングの聖地とし、新たな夜間観光の盛り上げにつなげるため、日本の誇るデジタル技術を最大限に活用し、民間事業者等との連携を強化、支援することで、プロジェクションマッピングを都内に面的・継続的に展開する。

10 夜間・早朝利活用促進事業（振興課）

(1) 夜間・早朝利活用促進助成金

東京の夜間・早朝の時間帯の観光を楽しめるよう、夜間・早朝観光の年間を通じたイベント等の実施に対して支援を行う。

- ・助成率：1 / 2 以内（地域の回遊性を向上させる取組を実施する場合 2 / 3 以内）
- ・助成限度額：一定期間に実施する夜間・早朝イベント等の支援 2,000 万円
地域の夜間・早朝の観光振興に向けた取組への支援 500 万円

(2) WEB サイト等を活用した情報発信

都内の夜間・早朝に楽しめる観光スポット等を WEB サイト等を活用して情報発信する。

11 富裕層向け夜間・早朝観光コンテンツ開発支援（振興課）

東京の魅力ある観光資源を活かした富裕層向けの夜間・早朝観光コンテンツの開発を支援する。

- ・助成率：2 / 3 以内
- ・助成限度額：1,000 万円

12 多摩の観光・産業振興ネットワーク事業（振興課）

多摩地域のコーディネーター役となる団体に対して支援を行い、面的・広域的に事業を展開することで、多摩地域への国内外の旅行者誘致とリピーター増加を促進し、多摩地域の観光振興を図る。

13 旅行博による東京の魅力 PR（振興課）

世界最大級の国内旅行博「ツーリズム EXPO ジャパン 2023」（開催場所：インテックス大阪）で PR し、地域への誘致拡大を図ることで、地域の活性化につなげる。

14 東京フィルムコミッション事業（振興課）

(1) 東京ロケーションボックス（TLB）の運営

円滑なロケ撮影を支援するため、都内での撮影に関する情報提供や施設管理者との撮影許可の調整等を行う。また、ホームページでの情報発信、支援作品を活用したパネル展の実施、TLBの事業等を紹介する「東京ロケーションボックス・チャンネル」（動画）や「東京ロ

ケーションボックス・プレス」(広報紙)等により、ロケ撮影に対する都民等の理解促進を図る。

(2) 地域におけるフィルムコミッション設立等支援事業

ロケ撮影の円滑化及びそれを活用した地域振興を図るため、活動の中核となるフィルムコミッションの設立に向けた機運を醸成するとともに、設立後の活動支援を行う。

ア 各自治体等におけるロケ撮影担当者育成講習会

自治体や観光関連団体等を対象に、講習会を行い、ロケ撮影に対応する窓口担当者の育成を図る。

イ フィルムコミッション設立・運営支援アドバイザー業務

フィルムコミッションの設立に向けた意欲がある自治体等に対して、東京ロケーションボックススタッフがアドバイザーとして設立準備を支援するとともに、設立されたフィルムコミッションに対して、課題解決を図るための支援を実施する。

(3) 国内外へのPR活動

海外の制作者が多数集まる映画見本市にブースを出展し、ロケ地としての東京の魅力を世界に向け広くPRする。

15 海外作品制作支援事業(振興課)

都内で撮影の全部又は一部を行う、海外で公開又は放映が見込まれる映像作品の撮影やロケハンを支援することにより、海外映像作品のロケ地誘致を積極的に行い、映像作品を通じて東京の魅力を国内外に発信する。

・助成率：ロケハン1/2以内

撮影1/2以内(本事業を活用しロケハンを実施した場合2/3以内)

・助成限度額：ロケハン100万円/件

撮影700万円/件

16 アニメ等コンテンツを活用した誘客促進事業(振興課)

国内外で関心の高いアニメ等のコンテンツを活用して観光振興を行う区市町村、地域の観光振興団体の取組に対して支援を行う。

・補助率：区市町村2/3以内、観光振興団体4/5以内

・補助限度額：①施設・構造物等の建設・改修・整備に関する事業2,000万円/件

※既存又は新設のアニメ等関連施設における機材、設備、備品等の購入
のみの事業の場合は、1補助事業者 上限1,000万円

②情報発信等に関する事業、集客イベント事業500万円/件(2以上の団体が
連携し、広域連携補助事業者として実施する場合は、1,000万円/件)

※1補助事業者 上限2,000万円

※デザインマンホール蓋を製作、設置及び活用する取組については、

1補助事業者 上限600万円

17 アニメ関連観光情報等発信事業（振興課）

(1) 「GO TOKYO」での情報発信

東京の観光公式サイト「GO TOKYO」に、都内全域のアニメ関連観光情報等を多言語で掲載することにより、アニメファンをはじめとする旅行者の誘致促進を図る。

(2) アニメツーリズム推進事業

都内複数箇所をデジタルスタンプラリーのスポットに選定し、特設サイトを活用したアニメツーリズムを実施することにより、マイクロツーリズムの充実を図る。

18 デザインマンホール等ツーリズム推進事業（振興課）

東京に集積するアニメ関連産業のキャラクター等を活用したデザインマンホール等を巡るデジタルスタンプラリーを実施し、都内全域における回遊性向上を図る。

19 観光まちづくりサポート事業（振興課）

都内の観光協会が抱える地域の観光まちづくりの課題を解決するため、多様な職務経験等を有するプロボノ人材のノウハウを活用した支援を実施する。

20 Old meets New 日本文化を活用した観光振興支援事業（振興課）

東京にある芸術・音楽・伝統芸能や伝統工芸、歴史的な建造物等の日本文化を活用したイベント等の観光振興の新たな取組を支援し、持続的な賑わい創出につなげる。

・助成対象：観光協会、商工会等、商店街、町会・自治会、文化・芸術団体、その他の法人、民間事業者など地域の複数の団体・企業が連携し、設置した以下の協議会

A 協議会…都内で活動する複数の団体・企業が3者以上連携し、設置する協議会（※）

※文化・芸術団体を1者以上含むこと

B 協議会…都内で活動する複数の団体・企業が2者以上連携し、設置する協議会（※）

※都内の地域で主体となって観光まちづくりに取り組む団体等（観光協会、商工会等）及び文化・芸術団体を各1者以上含むこと

・助成率：2／3以内

・助成限度額：A 協議会 1,300万円、B 協議会 600万円

21 サステナブル・ツーリズム推進事業（振興課）

観光協会や観光関連事業者等が行うコンテンツ開発やプロモーション等、環境配慮型旅行に係る新たな取組を支援する。また、地域の文化や環境などを学ぶツアーについてガイドラインを展開するとともに、地域における持続可能な観光まちづくりに係る取組を支援することで、都内のサステナブル・ツーリズムの推進を図る。

(1) 環境配慮型旅行推進事業

環境配慮型旅行に係る新たな取組に対して費用を助成するとともに、アドバイザー支援及び広報支援を行う。

・助成率：2／3以内

・助成限度額：2,000万円

(2) 地域のサステナブル・ツーリズム推進事業

小学生（親子）や中高生等を対象とした、地域の文化や環境などを学ぶツアー造成に関するガイドラインを作成し、都内に広く展開する。また、経済・文化・環境などの観点から持続可能な観光まちづくりを目的として実施する新たな取組を支援する。

・助成率：2／3以内

・助成限度額：500万円

22 観光協会等と連携した観光産業活性化支援事業（振興課）

都内の観光協会等と連携して実施する、地域の特産品の販売及び地域の観光PRを目的としたイベント「TOKYO 周穫祭 2023」に対して支援を行う。

23 地域観光活性化推進事業（振興課）

多摩、島しょ地域における観光の活性化に向けて魅力的なコンテンツの開発、現地等での移動手段の多様化、新たな宿泊施設の誘致などを推進するための調査を実施する。

24 都内観光促進事業（振興課）

都民の都内観光の促進につなげるため、都内への旅行商品等への定額の支援を行う。

※実施期間は、令和5年6月30日まで（令和5年7月1日チェックアウトを含む）

25 地域観光支援事業（振興課）

国の「全国旅行支援」を活用し、都内観光に係る旅行商品等への支援を行う。

※実施期間は、令和5年6月30日まで（令和5年7月1日チェックアウトを含む）

26 高齢者を感染から守る宿泊施設への滞在支援事業（振興課）

高齢者の家庭での新型コロナウイルスの感染を防ぐため、同居家族から一定期間離れて都内宿泊施設に滞在することに定額の支援を行う。

※利用期間は、令和5年5月7日（チェックアウト）まで

第4 受入環境の充実

東京を訪れる旅行者が安心かつ快適に観光を楽しめるよう、旅行者への円滑な情報提供に取り組むとともに、多言語対応や宿泊施設のバリアフリー化支援など、旅行者を迎え入れる滞在環境の整備を推進する。また、観光関連事業者のDX導入促進や収益力向上に向けた支援などにより、経営基盤の強化を図る。

1 温かく迎える仕組みづくり（受入環境課）

(1) ウェルカムカードの作成・配布等

観光スポット、観光地図、緊急時連絡先及び施設割引情報などを記載した「TOKYO TRAVEL GUIDE」を作成し、東京観光情報センター及び観光案内窓口等で配布する。

・対応言語

9言語10種類(日、英、中(簡・繁)、韓、独、仏、西、伊、タイ)

(2) 宿泊業活性化対策

宿泊施設における受入環境の充実を図るため、宿泊事業者により構成される団体が実施する、旅行者の誘致やサービス向上につながる取組等を支援する。

・補助率：1／2以内

・補助限度額：810万円

2 ムスリム等多様な文化・習慣に関する受入環境整備（受入環境課）

ムスリムを含む多様な文化・習慣を持つ外国人旅行者の受入環境整備に取り組んでいる施設などを紹介するとともに、事業者等に対して、必要な知識・ノウハウなどの普及啓発を図る。

(1) パンフレットの作成・配布

ムスリム旅行者の受入れに取り組んでいる都内の飲食店や宿泊施設、礼拝所などを紹介したパンフレットに加え、ベジタリアン向けメニュー対応の飲食店を紹介したパンフレットを作成・配布する。

(2) 受入対応セミナーの開催

受入環境整備に必要な知識・ノウハウなどに関する情報提供や、先進事例の紹介などを目的とした事業者向けセミナーを開催する。

(3) 専門家の派遣

飲食メニュー開発等に取り組む事業者に対し、専門家を派遣し受入環境整備を支援する。

(4) マッチング会の実施

ムスリムやベジタリアン対応の製品取扱事業者と、飲食事業者等とのマッチング会を実施する。

(5) インバウンド対応ガイドブックの改訂

観光関連事業者を対象としたインバウンド対応ガイドブックを改訂する。

3 多言語メニュー作成支援ウェブサイト保守・運営（受入環境課）

都内の飲食店が多言語のメニューを簡単に作成でき、外国人旅行者が外国語メニューを置く飲食店を検索できる機能を備えたウェブサイト「EAT 東京」を運営する。

また、多言語メニューのさらなる普及を図るため、ウェブサイトの操作研修会や登録済み店舗に対する個別のフォローアップ等を行う。

・翻訳言語：

11 言語 12 種類（英、中（簡・繁）、韓、独、仏、西、伊、タイ、インドネシア、ベトナム、アラビア）

4 多言語コールセンター事業（受入環境課）

外国人旅行者の利用頻度の高い施設（都内宿泊施設、飲食店、タクシー事業者及び小売店（免税店含む））に対して、英語・中国語・韓国語・仏語・タイ語による通訳等を行う 24 時間対応のコールセンターサービスを提供する。

5 タクシー事業者向け多言語対応端末導入補助事業（受入環境課）

多言語対応及び決済機能を持つタブレット端末等を導入する都内タクシー事業者に対して、支援する。

・助成率：法人事業者 1 / 2 以内、個人事業主 9 / 10 以内

・1 台あたりの助成限度額：法人事業者 5 万円、個人事業主 9 万円

6 飲食事業者向け食の多様性対応支援事業（受入環境課）

(1) 食の多様性に向けた普及啓発

先進的な料理店等の協力を得て、ヴィーガンなど食の多様性に対応したメニューを開発するとともに、レシピのコンテンツを作成し、ウェブサイト等で発信する。

(2) ベジタリアン・ヴィーガン認証取得支援

都内飲食店が、新規顧客獲得のため、ベジタリアン及びヴィーガンに関する認証を新たに取得する際に要する経費について助成する。

・補助率：1 / 2 以内

・補助限度額 1 店舗当たり 20 万円

7 観光案内機能の充実（受入環境課・企画課）

(1) 東京ひとり歩きサイン計画

ア 案内サインの統一化の周知・推進

外国人旅行者や障害者、高齢者が安心して東京の観光を楽しめるように、平成 27 年 2 月に改定した「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」に基づき、各区市町村等に対して、案内サインの統一化を周知・推進していく。

イ 歩行者用観光案内標識の維持管理（都道）

ピクトグラム（絵文字）や多言語で表記した観光案内標識について、地図面の更新等の維

持管理を行う。（建設局への執行委任）

(2) デジタルサイネージを活用した観光情報ネットワーク事業

多言語での観光情報の提供を目的にデジタルサイネージを屋内外に設置するとともに、地図上に表示する様々な情報を効率的に収集・管理するためのデータベースを運営する。

(3) 外国人旅行者に対するW i - F i 利用環境整備事業

東京を訪れる外国人旅行者が観光情報等の収集を目的にインターネットを利用する際に、ストレスフリーで無料W i - F i に接続できる環境を整備する。

ア 観光案内標識及び電話ボックスにおける公衆無線 LAN サービスの保守運営

街なかに設置している観光案内標識や公衆電話ボックス周辺で無料 W i - F i が利用できる環境を提供する。

イ 外国人旅行者に対する無料W i - F i サービス周知広報事業

都内で無料W i - F i サービスが多くのある場所で利用できることを、インフルエンサーを活用し発信することで、利用環境の認知度を高める。

ウ 都内W i - F i 利用環境満足度等調査

外国人旅行者に対してアンケート調査を行い、満足度を調査するとともに、都内の外国人旅行者が利用できるW i - F i スポットの場所等を把握し、今後の施策展開の基礎資料とする。

(4) 観光案内所の運営

ア 東京観光情報センターの運営

都内5カ所にある東京観光情報センターを運営し、観光情報提供の中核として、国内外旅行者のニーズに合った情報を提供するとともに、国内外からの問合せに対し、ビデオ通話やチャット等で案内するオンライン観光案内を実施する。

また、センター東京都庁で東京の特産品等を販売し、旅行者へ東京の魅力を発信する。

・東京観光情報センター設置場所

東京都庁第一本庁舎1階、羽田空港、京成上野駅、バスタ新宿、エキュート立川

イ 全国観光PRコーナーの運営

東京都と全国の各自治体が連携して、都庁舎を「全国の観光情報発信拠点」として活用し、日本各地域の魅力を広くPRするため、各自治体の最新の観光パンフレット等を設置、配布するとともに、観光・物産等のPRイベントを行うスペースを提供する。

設置場所：東京都庁第一本庁舎1階

(5) 広域的な観光案内拠点等整備事業

都内の観光案内窓口を拡充・強化し、都内全域での観光案内機能の充実を図る。

(観光案内窓口整備)

・助成率：2 / 3 以内（区市町村は1 / 2 以内）

・助成限度額：1 施設 300 万円（区市町村は225 万円）

(6) 広域的な観光案内拠点等の運営

国内外の旅行者に対して観光情報を円滑に提供できるよう、広域的な観光案内拠点及び観光案内窓口の運営を支援する。

ア 広域観光案内拠点の運営等

広域的な観光案内拠点及び観光案内窓口に対して、必要な観光情報提供機能を支援し、観光案内機能の充実を図る。

※広域的な観光案内拠点 10か所(令和5年5月現在の指定箇所数)

東京観光情報センター バスタ新宿、東京観光情報センター 京成上野、
中央区観光情報センター、浅草文化観光センター、東京シティアイ、
お台場SKYツーリストインフォメーション、秋葉原観光情報センター、
六本木ヒルズ総合インフォメーション、表参道ヒルズインフォメーションカウンター、
shibuya-san tourist information & art center

イ 広域観光案内拠点等の運営実態調査

広域的な観光案内拠点及び観光案内窓口に対して、実態としてどのような対応が行われているかを調査する。

ウ 外国人旅行者及び観光案内窓口のニーズ調査

外国人旅行者を対象に、観光案内窓口及び屋内デジタルサイネージ等に求める機能等の実態を把握するための聞き取りを行う。併せて、観光案内窓口を対象に、都が提供する支援サービスについて、どのような内容を求めているのか調査を行う。

エ 観光案内窓口の情報発信力強化

広報用HPをリニューアルするとともに、ウェブ広告を展開し、旅行者等の窓口の認知度向上を図る。また、希望する窓口に専門家を派遣し、オンラインでの情報発信に係る助言を行うことで、各窓口へのさらなる来訪者増加を図る。

(7) 全国特産品等の展示紹介事業

都内アンテナショップ等と連携した特産品の販売イベントを開催し、全国の特産品を販売する。また、都内アンテナショップを回遊し、各地の魅力に触れることができるイベントを実施する。さらに、民間事業者による大規模イベントの機会を活用して、東京をはじめとした各地のマラソン大会やサイクリング大会の紹介等を切り口とした観光PRを行う。

8 観光インフラ整備支援事業（受入環境課）

都内全域における受入環境の整備を促進するため、旅行者を迎え入れる快適な滞在環境の整備を促進していく。

(1) 区市町村観光インフラ整備支援

多言語対応の改善・強化や情報通信技術の活用など、地域の特色を生かし、地域の実情に応じて旅行者の受入環境整備を計画的に実施する区市町村の主体的な取組を支援する。

- ・助成率：1／2以内（安全・安心の確保とオーバーツーリズム対策は2／3以内）
- ・助成限度額：1区市町村 1億円（令和2年度から5か年合計）

(2) 観光施設の国際化支援

多様化する旅行者のニーズに対応し、旅行者の受入環境整備を実施する都内の民間美術館・博物館等の取組を支援する。

- ・助成率：1／2以内

- ・助成限度額：1施設 1,000万円（令和2年度から5か年合計）

9 観光バス等バリアフリー化支援事業（受入環境課）

国内外から多様な旅行者を迎えるにあたり、障害者や高齢者が安心して都内観光を楽しめる環境を整備するため、主要な交通インフラである観光バスのバリアフリー化を推進する。

(1) 観光バス車両のバリアフリー化の推進

リフト付観光バスの新たな導入に取り組む事業者に対して支援する。

- ・助成率：10/10以内
- ・助成限度額：1車両 大型 800万円、中型 500万円、小型 300万円

(2) 新型コロナウイルス感染症防止対応車両導入の推進（※）

感染防止対策のための設備等や高性能車内換気機器等、感染防止効果の高い設備を備えた車両導入を支援する。（（1）を実施した車両のみ対象）

- ・助成率：1/2以内
- ・助成限度額：1車両 100万円

※令和5年5月7日で受付終了

10 ドローンを活用したアクセシブル・ツーリズムの推進（受入環境課）

障害者や高齢者等がドローンを操作してリアルな観光を楽しむことができる事例創出を行い、アクセシブル・ツーリズムの充実を図る。

11 都民向けおもてなしポケットガイドの作成（受入環境課）

外国人旅行者や障害者等に対する道案内や配慮の仕方などを掲載した冊子を配布し、都民のおもてなしの心の醸成を図る。

12 宿泊施設のバリアフリー化支援事業（受入環境課）

東京を訪れる高齢者や障害者等が、宿泊施設を安全かつ快適に利用できるよう、都内宿泊施設のバリアフリー化を推進する。

(1) 宿泊施設バリアフリー化支援補助金

宿泊施設の段差解消や手すりの設置など、バリアフリー化のための施設整備（共用部）、客室整備、備品購入、コンサルティング等に要する経費を支援する。

補助対象経費	延べ床面積 1,000 m ² 未満の施設		延べ床面積 1,000 m ² 以上の施設	
	助成率	助成限度額	助成率	助成限度額
バリアフリー化整備事業 (施設整備)	4/5以内	3,000万円 (6,000万円 ^{※4})	2/3以内	2,500万円 (5,000万円 ^{※4})
バリアフリー化整備 (客室整備)	3/4以内 ^{※1}	4,000万円 (8,000万円 ^{※5})	2/3以内 ^{※1}	3,500万円 (7,000万円 ^{※5})
	4/5以内 ^{※2}	4,200万円 (8,400万円 ^{※5})	3/4以内 ^{※2}	4,000万円 (8,000万円 ^{※5})

	9 / 10 以内 ^{※3}	4,800 万円 (9,600 万円 ^{※5})	4 / 5 以内 ^{※3}	4,200 万円 (8,400 万円 ^{※5})
バリアフリー化整備事業 (備品購入)	4 / 5 以内	320 万円	2 / 3 以内	270 万円
バリアフリー化整備事業 (実施設計)	4 / 5 以内	100 万円	2 / 3 以内	90 万円
コンサルティング	2 / 3 以内	100 万円	2 / 3 以内	100 万円

助成対象は、法令・条例で定める設置基準を上回る整備を実施する場合に限る。

※1 15 m²未満の建築物バリアフリー条例に定める一般客室の整備を行う場合

※2 車いす使用者用客室の整備を行う場合及び15 m²以上の建築物バリアフリー条例に定める一般客室の整備を行う場合

※3 車いす使用者用客室の整備で、客室出入口の有効幅を90 cm以上とする場合

※4 バリアフリー化整備事業(施設整備)において以下に示す敷地内の整備を含む2種類以上の整備を行う場合

①敷地内の通路、②出入口、③廊下等、④階段、⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、⑥エレベーター、⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、⑧駐車場

※5 6室以上(改修前の客室数を基準に判断)バリアフリー化整備を行う場合

(2) 宿泊施設バリアフリー化促進事業

宿泊施設のバリアフリー化を推進するために、宿泊事業者や備品製造事業者等に向けたセミナーを開催するとともに、宿泊事業者に対しアドバイザー派遣を実施する。

13 アクセシブル・ツーリズム支援事業（受入環境課）

障害者や高齢者等が積極的に外出して、快適に移動しながら都内観光を行う、アクセシブル・ツーリズムの充実に向けた取組を推進する。

(1) 都民・観光関連事業者向け支援

ア シンポジウムの開催

都民や観光関連事業者等を対象に、アクセシブル・ツーリズムの普及啓発と機運醸成を図る。

イ アクセシブル・ツーリズム推進セミナー

経営層等に対するセミナーを開催し、アクセシブル・ツーリズム推進に向けた受入環境整備の取組を促す。

ウ アクセシブル・ツーリズム推進ウェブサイトの運営・情報発信

障害者や高齢者等の受入事例や観光地の情報等を集約した総合ウェブサイト等を用いて、都内のアクセシブル・ツーリズムの情報を発信する。

(2) 旅行者向け支援

ア バリアフリー観光情報の発信

バリアフリー観光情報ガイドを更新するとともに、既存観光モデルコースの360°動画を製作する。また、コース内のバリアフリー対応トイレのリアルタイム空室情報を収集し、ウェブサイトで発信する。

イ 乗降用リフト装置付バス利用支援事業

乗降用リフト装置付バスを貸切で手配し旅行を催行する旅行者に対して、通常のバスの貸切バス料金との差額について支援する。

ウ 島しょアクセシブル・ツーリズムモニターツアー

障害者や高齢者等が島しょ地域を訪問しやすい環境を整備するため、島しょ地域における観光モデルコースの作成や島へのアクセスなどのバリアフリー情報を発信する。

エ 車いす使用者用客室利用支援

車いす使用者用客室の利用率の向上を図るため、モニターによる宿泊を実施し、同客室の快適性等を情報発信する。

14 観光事業者の災害対応力強化事業（受入環境課）

外国人旅行者の安全・安心の強化を図るため、「外国人旅行者の安全確保のための災害時初動対応マニュアル」の活用、周知を図るとともに、宿泊施設等を対象としたセミナーを実施する。

15 外国人旅行者受入に係るサービス向上支援事業（受入環境課）

外国人旅行者による観光を東京での消費活動につなげるよう、旅行者の一層の消費拡大や受入に係るサービス向上に向けた観光関連事業者の取組を促進する。

(1) 派遣型セミナー・ワークショップの開催、コンサルタント等活用による支援

外国人旅行者受入に取り組もうとする宿泊、飲食、小売事業者等に対してセミナーやワークショップを開催するとともに、アドバイザーの派遣を行い、その取組を後押しする。

(2) 観光タクシー普及事業

観光タクシーでSNS等において発信力がある外国人を案内し、海外に情報発信するとともに、東京の観光タクシーPRパンフレットを配布することで、観光タクシーの普及啓発と利用促進を図る。

(3) 地域通訳案内士育成等事業

一定の語学力を有するタクシー運転手等に対し、地域通訳案内士に必要とされる基礎知識に加え、観光英語や旅程管理等に関する研修を行い、円滑に外国人旅行者を案内できる人材の育成と、サービスレベルの維持・向上を図る。

16 TOKYO 旅館ブランド構築・発信事業（受入環境課）

旅行者と地域をつなぐ役割を担う「旅館」が、国内外の旅行者の誘致を地域と協力して進める取組を支援するとともに、こうした「旅館」の観光の拠点としての機能充実を通じた、旅館ブラ

ンドの構築と発信体制の強化を図る。

(1) 地域グループへの支援

ア 旅館が地域の観光協会や商店などと協力して旅行者誘致を行う取組を支援するため、モデルとなる地域グループに対して、必要となる経費等を支援する。

- ・補助率：2／3以内
- ・補助限度額：1グループ 1,000万円
- ・支援期間：3年以内

イ 観光人材（地域コンシェルジュ）の育成

- ・補助率：4／5以内
- ・補助限度額：1グループ 360万円

(2) 旅館ブランドの発信

和の文化とおもてなしを体験できる旅館の優れたイメージを、海外に向けてブランドとして発信する取組を支援する。

17 住宅宿泊事業の適正な運営（振興課）

特別区・保健所設置市（八王子市・町田市）を除く区域において、住宅宿泊事業を営む事業者の届出を受け付けるとともに、衛生・建築・消防などの関係部署と連携して、適正な事業実施に向けた指導監督を行う。

- ・根拠法令等：住宅宿泊事業法（平成29年 法律第65号）

東京都における住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン 等

18 宿泊施設テレワーク利用支援事業（受入環境課）

(1) 宿泊施設におけるテレワークプランの提供

都内の宿泊施設を活用し、日帰り・宿泊型のテレワークプランを安価に提供する。

- ・利用対象者：都内在住又は在勤で、企業等で働く方（個人事業主含む）
- ・利用料：日帰り1日1室1,000円、宿泊型1日1室2,000円

(2) テレワークプランを提供している宿泊施設の情報発信

ウェブサイト「HOTEL WORK TOKYO」を運営し、テレワークプランを提供する都内宿泊施設の情報発信を行う。

19 宿泊施設活用促進事業（受入環境課）

(1) 助成事業

宿泊事業者が経営環境の変化や多様な顧客ニーズに対応するために行う、需要の創出・収益力向上に資する取組を支援する。

- ・助成率：1／2以内（中小企業は2／3以内）
- ・助成限度額：1施設 500万円

(2) 好事例情報の発信

補助金事業の内、特に優良な事例を「観光事業者向けワンストップ支援センターの運営」

事業にて構築するサイト上で公開することにより、都内観光産業全体の活性化に繋げる。

20 観光事業者の経営力強化支援事業（受入環境課）

(1) 観光経営力強化支援事業

観光事業者が事業継続や収益確保を図るために行う生産性の向上や新サービス・商品開発、体験型コンテンツ開発等に係る経費の一部を補助する。

- ・助成率：2 / 3 以内
- ・助成限度額：生産性向上への対応 1,500 万円
新サービス・商品開発への対応 500 万円
体験型コンテンツ開発等への対応 500 万円

(2) インバウンド対応力強化事業

外国人旅行者が都内で快適に滞在できるよう、宿泊施設・飲食店（中小企業に限る）・体験型コンテンツ施設（中小企業に限る）・観光バス等における外国人旅行者対応に係る無線LAN環境の整備、トイレの洋式化、災害時における外国人旅行者の受入対応、外国人用グルメサイトへの掲載費用等の経費を支援する。

- ・助成率：1 / 2 以内
- ・助成限度額：300 万円（団体等は1,000 万円）

21 観光業界における経営課題解決促進事業（受入環境課）

観光関連の業界団体等が取り組む、サービスのレベルアップや生産性向上に向けた取組を支援する。

- ・補助率：2 / 3 以内（4社未満の観光事業者グループの場合は1 / 2 以内）
- ・補助限度額：1 団体（グループ）2,000 万円

22 観光事業者向けワンストップ支援センターの運営（受入環境課）

観光事業者からの相談にワンストップで対応する窓口を設置するとともに、ウェブサイトで支援メニューを効果的に発信すること等により、事業者のニーズに合った支援を実施する。

(1) 観光産業総合支援ウェブサイトの運営

観光事業者向けの支援策を一元的かつ網羅的に紹介するウェブサイトを経営する。

(2) 観光産業総合相談窓口

- ・観光事業者からの相談事項等について、対応する支援メニュー（補助制度、セミナー等）を案内する総合相談窓口を経営する。
- ・経営相談については必要に応じ専門家を派遣し、生産性の向上や新商品・サービスの開発等、経営に関する助言を実施する。

(3) 事業説明会等による情報発信

- ・都内観光関連事業者に対し、先進的な取組の紹介や生産性の向上、新技術活用等の紹介を行うとともに、各種支援メニューも案内する経営セミナーを開催する。
- ・関連団体と連携した事業説明会、出張相談や事業者交流会も実施する。

23 観光関連事業者の連携促進による経営支援事業（受入環境課）

旅行業者が観光関連事業者と連携し、地域の特色を活かした新たな旅行商品を造成する取組を支援する。

- ・補助率：2／3以内
- ・補助限度額：200万円（自社以外の4者以上と連携した場合、300万円）

24 アドバイザーを活用した観光事業者支援事業（受入環境課）

観光事業者がアドバイザーなどの助言に基づき行う経営改善や新商品・サービス開発、人材確保・定着等の取組を支援する。

- ・補助率：2／3以内
- ・補助限度額：1事業者 200万円（コンサルタント経費については100万円）

25 観光資源の保全等のための支援事業（受入環境課）

都内の貴重な観光資源の喪失を防ぐため、観光関連事業者を対象に、民間資金を募るクラウドファンディングによる資金調達や東京の魅力発信に資する観光資源の維持・保全に係る取組を支援する。

(1) クラウドファンディングの手数料助成等

観光関連事業者が、観光資源として活用できる施設または技術等の維持・保全に係る取組を実施するため、クラウドファンディングを活用した資金調達を行う際に、クラウドファンディング事業者に支払う手数料を支援する。また、クラウドファンディングの活用を促すオンラインセミナーを実施する。

- ・補助率：2／3以内
- ・補助限度額：100万円

(2) 観光資源の保全等のための補助

観光関連事業者が、観光資源として活用できる施設または技術等の維持・保全に係る取組を行う際に、必要となる経費を支援する。

- ・補助率：2／3以内
- ・補助限度額：1,000万円

ただし、地域の協議会等が作成する計画を基に指定する重点エリア内は、以下のとおり

- ・補助率：3／4以内
- ・補助限度額：1,500万円

26 観光需要創出に向けた誘客促進支援事業（受入環境課）

都内の観光需要の創出に向け、東京の観光振興や都内への誘客が見込める観光関連団体等が主催する全国大会の取組を支援する。

- ・補助率：2／3以内
- ・補助限度額：5,000万円

27 先端技術による次世代受入環境構築事業（受入環境課）

エリア（地区）単位で複数の施設（ホテル・レストラン・観光施設・商業施設等）が連携し、受入環境の向上に資する新技術の実装を図る取組を支援することで、ストレスフリーの次世代受入環境を構築する。

- ・補助率：1／2以内
- ・補助限度額：4,000万円

28 DXによる観光データ活用等支援事業（受入環境課）

地域単位で抱える課題に対してデータを活用しながら解決を図る取組を支援することにより、観光地での回遊性の向上や消費の最大化などを図る。

29 DXによる旅行事業者レベルアップ応援事業（振興課・受入環境課）

都内旅行事業者のデジタル技術導入を促進するため、専門家を活用したDX事業計画の策定や計画の実行を支援する。

(1) 専門家派遣

専門家を無料で派遣し、旅行事業者のDX事業計画の策定を支援する。

(2) 補助事業

DX事業計画を策定した旅行事業者の中で、DXの取組により業務改善やサービス向上等の効果が顕著に見込める計画を策定した事業者を採択し、その取組を支援する。

- ・補助率：3／4以内
- ・補助限度額：300万円

30 観光事業者のデジタル化促進事業（受入環境課）

観光事業者が生産性の向上や高付加価値化を図るために行うデジタル化やDXに向けた取組を支援する。

- ・補助率：2／3以内
- ・補助限度額：1事業者 3,000万円

31 宿泊施設デジタルシフト応援事業（受入環境課）

人手不足の解消や業務効率化などの課題解決のため、中小の宿泊事業者が実施する比較的短期間で導入可能なデジタル技術を活用した取組を支援する。

- ・補助率：2／3以内
- ・補助限度額：1事業者 150万円

32 観光事業者による環境対策促進事業（受入環境課）

観光事業者がSDGs・環境対策として実施する設備導入やそれらの取組を国内外に向けてPRする経費の一部を補助することで、持続可能な観光を促進し、選ばれる観光都市東京の実現を

目指す。

- ・補助率：1 / 2 以内（中小企業は 2 / 3 以内）
- ・補助限度額：1,500 万円

33 宿泊施設を活用した文化体験等観光支援事業（受入環境課）

東京における長期滞在を促し、インバウンド需要を確実に取り込むため、宿泊施設が体験型観光提供事業者と連携して企画する日本文化等の体験型観光を支援する。

- ・補助率及び補助限度額：2 / 3 以内 1,500 万円
3 / 4 以内 500 万円（中小事業者に限る。）

34 タクシー・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業（受入環境課）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、タクシー事業者及びバス等事業者が実施する乗客・乗務員の安全・安心の確保に向けた取組を支援する。

(1) タクシー事業者向け支援（※）

タクシー・ハイヤー車両内における運転席と後部座席等を隔離する飛沫感染防止策を支援する。

- ・補助率：4 / 5 以内
- ・補助限度額：1 台 8 千円
- ※令和 5 年 5 月 7 日で受付終了

(2) バス事業者向け支援（※）

観光バス（観光周遊及び空港アクセス等）における感染防止に向けた取組等を支援する。

- ・助成率：4 / 5 以内
- ・助成限度額：1 台 8 万円
(車両内への高効率空気清浄機等の設備を設置する場合 1 台 30 万円)
- ※令和 5 年 5 月 7 日で受付終了

35 観光関連事業者向け安全・安心確保支援事業（受入環境課）

(1) 広報経費支援

受注型企画旅行のために都内旅行業者が行う広報経費を助成する。

- ・助成率：2 / 3 以内
- ・助成限度額：1 事業者 20 万円

(2) 感染対策備品等購入経費支援

受注型企画旅行の訪問先が受注旅行受入のために実施する感染対策用の備品等購入経費を助成する。

- ・助成率：2 / 3 以内
- ・助成限度額：1 ツアー 20 万円（1 施設 5 万円）
- ※令和 5 年 5 月 7 日で受付終了

(3) ツアーコンダクターに係る支援

感染症対策を実施した受注型企画旅行に随行するツアーコンダクターの経費の一部を助成する。

- ・助成率：第1種登録旅行者 2／3以内、または3／4以内
第2種、第3種及び地域限定登録旅行者 3／4以内、または4／5以内、
- ・助成限度額：1人1日 3万円

(4) 交通機関貸切経費支援

受注型企画旅行において、貸切で交通機関を利用する場合、1台あたりの乗車人数を乗車定員の半分以下とし、安全・安心対策を実施した場合の経費の一部を助成する。

- ・助成率：第1種登録旅行者 2／3以内、または3／4以内
第2種、第3種及び地域限定登録旅行者 3／4以内、または4／5以内
- ・助成限度額：1台1日 貸切バス 12万円、
観光タクシー 4万円、
1回 水上交通 24万円、
鉄道・軌道 22万円

36 グループ交流等促進観光支援事業（受入環境課）

貸切で交通機関を利用する手配旅行において、1台あたりの乗車人数を乗車定員の半分以下とし、安全・安心対策を実施した場合、貸切費用の経費の一部を補助する。

- ・助成率：第2種、第3種及び地域限定登録旅行者 2／3以内、または3／4以内、
第1種登録旅行者 1／2以内、または2／3以内
- ・助成限度額：1台1日 貸切バス 12万円、
観光タクシー 4万円、
1回 水上交通 24万円、
鉄道・軌道 22万円

37 宿泊施設テレワーク利用促進事業（受入環境課）

都内事業者が都内宿泊施設をテレワーク等で利用する場合の借り上げ経費を支援することで、宿泊施設の新たなビジネス展開や事業者の働き方改革を促進する。

- ・補助限度額：1日1室 3,000円、1か月 100万円（最大3か月間）

38 外国人旅行者受入に係る経営活力向上支援事業（受入環境課）

本格的な旅行需要の回復に合わせ、事業者が行う収益確保に向けた取組や従業員の再教育・新たな人材確保のための取組、広告宣伝などの取組を支援する。

- ・補助率：2／3以内
- ・補助限度額：1事業者 200万円

第5 人材の育成・活用

東京の観光振興を支える人材や、国際的視野を持つグローバルな人材など、幅広い人材を育成・活用していく。

1 観光経営人材育成事業（受入環境課）

観光関連産業（旅行業、宿泊業、飲食業、小売業等）の経営人材を対象とした講座を開講することにより、経営の視点からサービス提供ができる人材の輩出につなげるとともに、観光関連事業者の経営力を向上させる。

(1) 都立大学と連携した観光経営専門人材育成に向けたプログラムの開発

都立大学と連携し、ICTやデジタルマーケティング等を活用できる高度な人材育成プログラムの開発及び実施支援、高度観光人材育成に向けた調査・研究を行う。

(2) 経営人材・マネジメント人材育成のためのプログラムの開発・実施

都内の大学等と連携し、観光関連産業における経営やマネジメントを担う人材の育成に向けた新たな教育プログラムの開発及び実施支援を行う。

2 観光産業外国人材活用支援事業（受入環境課）

事業者のインバウンド対応力を高めるため、観光産業への就職を希望する留学生など、外国人材の活用に向けた支援を実施する。

(1) 観光産業の魅力発信

外国人留学生等に対し、リーフレット等により就職先としての観光産業の魅力を発信する。

(2) 外国人材活用支援事業

外国人材の活用に取り組む宿泊施設・飲食店・小売店の事業者に対して、外国人材採用に向けたセミナーの開催、専門家の派遣、職場見学会、合同企業説明会を実施する。

(3) 外国人材定着支援事業

外国人材の定着に向け、事業者・留学生双方に対して研修会を実施することにより、普及啓発を図る。

3 MICE専門人材育成（企画課）

MICEに関わる事業者や世界で通用する専門人材を、研修等を通じて育成する。

(1) MICE専門人材育成講座

都内MICE関連事業者や学生等を対象に、誘致や開催に必要な知識、高度で実践的なスキルの習得を目的とした講座を実施する。

(2) MICEプロフェッショナル人材育成

世界で通用する人材の育成を目的として、都内MICE関連事業者に対し、国際団体等が実施する海外の育成プログラムの参加に要する経費等の一部を支援する。

(3) 国際会議主催者向け東京都MICE施策紹介

令和4年度に作成した国際会議誘致に係る東京都MICE施策を紹介する冊子を改訂し、国際会議主催者向けに更なる普及啓発を図る。

4 観光ボランティアの活用（受入環境課）

東京を訪れる国内外からの旅行者を温かく迎え入れる環境の整備を進めるため、東京の観光スポットを案内する観光ボランティアの育成を図る。

(1) 東京都観光ボランティア

ア 以下の観光案内を多言語で実施する。

(ア) 都庁（展望室を含む。）案内ツアー（英・中・韓）

(イ) 観光ガイドサービス（英・中・韓を含む7言語）

都内の人気観光スポットをめぐる15コースを案内する。

(ウ) 観光ボランティアの派遣（英・中・韓を含む7言語）

観光振興に資するイベントや国際会議等に派遣

(エ) 街なか観光案内

外国人旅行者が多く訪れる10地域の街なかにおいて、旅行者に積極的に声を掛け、観光案内を実施する。

イ 大学生を対象に外国人旅行者へのおもてなしを考える観光ボランティア参加促進プログラムを実施する。

・東京都観光ボランティア登録者数 3,118名（令和5年4月1日現在）

(2) おもてなし親善大使育成塾

都内在住又は在学の中学生・高校生を対象に、外国人旅行者に英語で観光案内等を行う「おもてなし親善大使」を育成する。

・おもてなし親善大使任命者数：1,336名（令和5年4月1日現在）

・令和5年度任命予定者数：150名

5 通訳案内士育成事業（振興課）

東京を訪問する外国人旅行者の多様なニーズに対応し、東京の魅力を伝えることのできる質の高い通訳ガイドを育成するため、研修等の実施や通訳ガイドとしての活動の支援を行う。

6 青少年の教育旅行受入促進（企画課）

観光、教育、私学等の関連部署の連携により「東京都訪日教育旅行促進協議会」を設置して、学校交流のマッチングや交流活動の支援を行うとともに、教育旅行の訪問先としての東京を国内外に向けPRすることで、青少年の東京への教育旅行の受入を促進する。

第6 推進体制の構築

1 都市観光支援事業（振興課）

都内の観光協会等が、訪都旅行者の増加を図るために実施する地域の魅力の掘り起こしや、その発信等につながる事業を支援する。

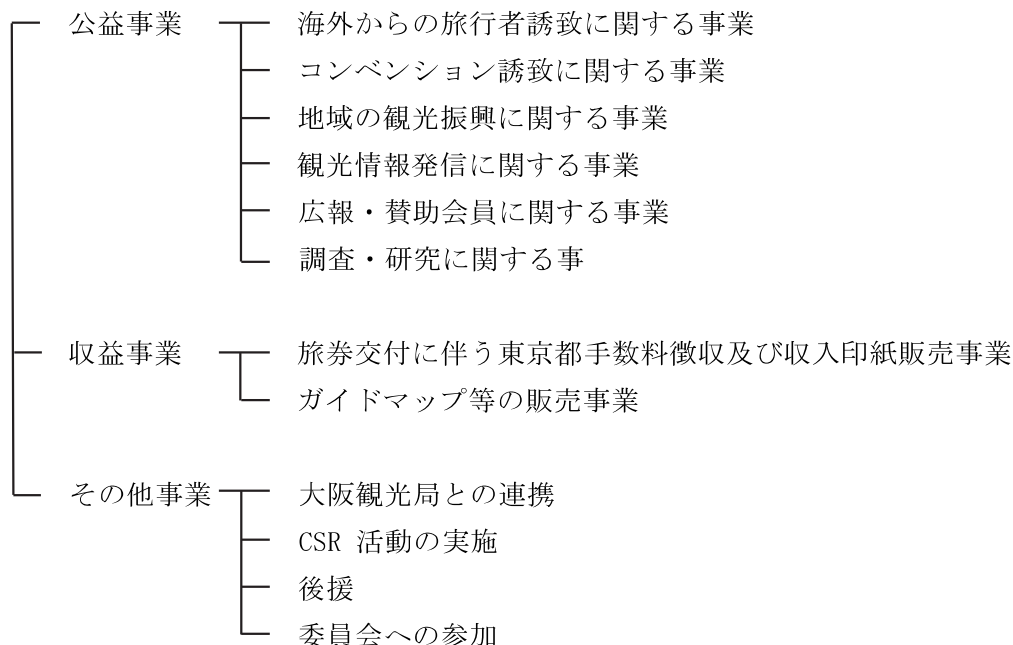
- ・補助対象：都内に所在する観光協会等
- ・補助率：1 / 2
- ・補助限度額：200万円

2 東京観光財団の管理運営（企画課）

公益財団法人東京観光財団は、東京都の産業・技術及び歴史的・文化的資源を活用し、観光及びコンベンションの振興を図ることにより、地域の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的として、各種事業を実施している。

都は、東京における観光産業の振興を図るため、行政と民間事業者等の架け橋となる公益財団法人東京観光財団を支援する。

- ・設立年月日 平成15年10月15日（平成23年4月1日 公益財団法人に移行）
- ・所在地 新宿区山吹町346番地6 日新ビル6階
- ・組織 役員（常勤・非常勤）27名、常勤職員 160名（令和5年7月1日現在）
- ・会員数 633会員（令和5年3月31日現在）
- ・事業体系



3 被災地応援ツアー（受入環境課）

都内旅行事業者と連携し、福島県を目的地とする旅行を促進することで、現地での消費を喚起

し地域経済復興の支援を行う。また、福島県が推進する「ホープツーリズム」を支援対象とするとともに、県が実施する「福島県教育旅行復興事業」と連携し、都内の学校等が実施する福島県への教育旅行などを支援する。

4 観光産業の育成（企画課・振興課）

(1) 観光事業の企画調整

東京都の観光事業の振興充実を図るため、知事の附属機関として「東京都観光事業審議会」を運営するとともに、企画調整・調査を行うことにより、観光事業施策の重要な柱を確立していく。

ア 東京都観光事業審議会の運営

・委員：23名（令和5年4月1日現在）

イ 各種連絡会議等の運営

(ア) 東京都区市町村観光行政連絡会議

・構成員：各区市町村観光主管課

(イ) 東京都観光情報連絡会

・構成員：ホテル・旅館業界、交通業界、旅行業界等

(2) 東京の観光振興を考える有識者会議の運営等

観光を巡る環境の変化に的確かつ迅速な対応を図るため、幅広い分野の有識者との意見交換を通じて、今後の観光振興の方向性や具体的な観光施策について検討する。

・委員：15名（令和5年6月1日現在）

(3) 振興育成等

ア 観光団体振興育成

都内の観光振興を推進するため、広域事業を実施する観光団体に分担金等を支出する。

イ 多摩地域観光活性化事業

大多摩地域の観光地としての魅力を多くの人々に発信し、更なる観光客誘致につなげるため、観光ガイドブックを作成する。

(4) 旅行業者の登録等

ア 旅行業

主たる営業所を東京都内に置き、旅行業（第二種・第三種・地域限定）、旅行業者代理業又は旅行サービス手配業を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業務等に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図る。

・根拠法令等：旅行業法（昭和27年 法律第239号）

旅行業法施行令（昭和46年 政令第338号）

旅行業法施行規則（昭和46年 運輸省令第61号）

旅行業者営業保証金規則（平成8年 法務・運輸省令第1号）

(ア) 旅行業者等の登録（旅行業者代理業及び旅行サービス手配業を含む。）

(令和4年度実績)

登録者数(令和4年度末)(者)		2,511
取扱件数	新規登録	216
	登録抹消	143
	変更登録	14
	更新登録	271
	登録事項変更	707
	営業保証金取戻	68

(イ) 営業保証金の還付

旅行業法第17条に規定する、旅行業者と旅行業務に関し取引をした旅行者で、その取引によって生じた債権に関し、当該旅行業者が供託している営業保証金について、その債権の弁済を受ける権利を有する者に対し、登録行政庁として営業保証金の還付手続きを行っている。

		令和3年度実績	令和4年度実績
取扱数	被申立て旅行業者数	0者	0者
	債権者数	0人	0人
	意見聴取会開催件数	0回	0回
	処理済件数	1件	0件

イ 通訳案内士

都内に住所を持つ全国通訳案内士及び都が行う研修を修了した地域通訳案内士について登録制度を実施し、あわせて通訳案内士の業務の適正な運営を確保することにより、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図り、もって国際観光の振興に寄与する。

・根拠法令等：通訳案内士法（昭和24年 法律第210号）

通訳案内士法施行規則（昭和24年 運輸省令第27号）

(令和4年度実績) ※

登録者数(令和4年度末)(人)		9,060	
取扱件数	新規	207	
	再交付	30	
	登録事項の変更	都内	180
		転入	49
	転出・抹消	89	

(注) 登録証の有効期限なし

※都内に住所を持つ全国通訳案内士及び都が行う研修を修了した地域通訳案内士

5 ユースホステル施設の貸付（受入環境課）

ユースホステル施設を民間事業者に貸し付けることで、より柔軟な運営を図るとともに、都は施設所有者として、建物の修繕等にかかる経費を負担する。

場 所	新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザ18・19階
延床面積	1,721.11㎡（地下室・事務室を含む）
貸付期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間 （定期建物賃貸借契約による）
室 数	洋室 10人用 2室 和室 6人用 2室 8人用 2室 4～5人用 25室 3人用 2室（車椅子利用可）
収容定員	179人

6 都民の観光振興への理解促進事業（企画課）

観光の産業としての価値や将来性等を都民に対してわかりやすく発信するため、大学や観光協会等の団体と連携して、観光振興への理解促進を目的としたシンポジウムやイベント等を実施する。

7 国内向け誘客促進プロモーション（振興課）

都内観光産業の早期回復に向け、国内からの旅行者を誘致するため、東京の新たな魅力の発見につなげるプロモーションを展開する。